

(仮称)高浜市自治基本条例【タタキ台】

## (仮称)高浜市自治基本条例【タタキ台】

### 前文

### I 総則

(目的)

第1条 この条例は、高浜市における自治 (orまちづくり)に関する基本的事項を定め、市民、議会、行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民の意思に基づいた自立と自律のまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条

ex. 市、市民、行政、市政、まちづくり、自治、・・・ etc.

※文中、\_\_\_\_\_を引いた用語は定義を決め、使い方をそろえる必要があります。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、高浜市の自治 (orまちづくり)における最高規範であり、市民、議会、行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

## II まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 市は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進します。

(1) 参画の原則

議会及び行政は、市民自治の実現のため、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。

(2) 協働の原則

市民、議会及び行政は、まちづくりの目標の実現に向けて、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら協力して行動します。

(3) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに積極的に提供し、共有しあいます。

## III まちづくりの担い手

### 第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持っています。

2 市民は、まちづくりに関し、市が持っている情報を知る権利を持っています。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換しあいながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するにあたっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(事業者の役割・責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

(仮称)高浜市自治基本条例【タタキ台】

## 第2節 議会

(議会の役割・責務)

第9条

(議員の役割・責務)

第10条

## 第3節 行政

(市長の役割・責務)

第11条 市長は、市民の信託にこたえ、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割・責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上に努めます。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

## IV

## 参画と協働

(参画機会の保障)

第13条 議会及び行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、市民、議会又は市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び議会並びに行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目標や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組みます。

(仮称)高浜市自治基本条例【タタキ台】

- 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行わなければなりません。

V

## 地域自治

(地域自治の充実)

第16条 市民等は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によって、町内会等の基礎的なコミュニティ活動や市民公益活動に参加し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

(地域内分権の推進)

第17条 市は、前条に規定する地域自治を拡充し、地域のことは地域の住民が自ら考え、責任を持って自主的・主体的に実行することができるようにするため、市が行う業務の一部を地域組織へ委ねる地域内分権を推進します。

(まちづくり協議会)

第18条 市民等は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区単位でまちづくり協議会を設置します。

- 2 まちづくり協議会は、当該地域の市民等に関われた組織とし、町内会や目的別団体など多様な主体で構成され、身近な地域の課題を話し合い、解決に向けて、地域の総意を反映してまちづくりを行います。
- 3 まちづくり協議会は、行政、町内会、その他まちづくり団体と連携・協力してまちづくりを行います。
- 4 市は、市政運営に当たっては、まちづくり協議会の自主性と自立性に配慮するとともに、まちづくり協議会の意思を可能な限り反映させるよう努めます。
- 5 市は、市が行う業務の一部をまちづくり協議会に委ねる場合は、まちづくり協議会の意向によるものとします。
- 6 前項の場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければなりません。

(地域計画)

第19条 まちづくり協議会は、地域の課題を共有し、その解決に向けて自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

- 2 市は、市政の運営にあたり、地域計画を尊重しなければなりません。

(活動への支援・育成)

第20条 市民、議会及び行政は、第16条及び第17条に定める市民等の自主的な

(仮称)高浜市自治基本条例【タキ台】

まちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めなければなりません。

- 2 行政は、まちづくり協議会及びその他まちづくり活動を行う団体が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

## VI

## 市政運営

(市政運営の基本原則)

第21条 市は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 情報公開・情報共有

市政に関して市民の知る権利を保障し、市が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、市が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(2) 個人情報保護

市民の権利利益を保護するため、別に条例に定めるところにより、市が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(3) 説明・応答責任

市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(4) 法令遵守

公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(総合計画等)

第22条 市は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

5 市長は、成果を重視した市政運営を目指すため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

(危機管理)

第23条 市は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備に努めます。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

(仮称)高浜市自治基本条例【タタキ台】

(他の自治体等との連携・協力)

第24条 市は、まちづくりの共通課題について、他の自治体や関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

## VII

### 条例の検証・見直し

(条例の見直し)

第25条 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を越えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 市長は、前項に規定する検討や必要な措置を行うにあたっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。